



報道発表資料の配付日時 10月12日(月) 17時00分

発表項目 (行事名)	令和2年度(2020年度)廃棄物適正処理推進月間(10月)における産業廃棄物の収集運搬車両を対象とした路上検問の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>10月は廃棄物適正処理推進月間として、廃棄物適正処理に係る監視指導等の強化を図るため全道で各種行事が実施されておりますが、当局におきましても、廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止するため、産業廃棄物の収集運搬車両を対象とした路上検問を次のとおり実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日 時 令和2年(2020年)10月14日(水) 10:00~12:00 ※雨天順延 ※予備日 10月15日(木)</p> <p>2 実施場所 北広島市北の里「北の里駐車場」(別添位置図のとおり)</p> <p>3 実施機関 石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議 (うち参加機関:石狩振興局、札幌方面厚別警察署、北広島市)</p> <p>4 実施内容 詳細については、別添実施要領のとおり (なお、当日は、「不正軽油防止強化月間」の取組のひとつである軽油の路上抜取調査を同時に実施します。)</p> <p>※ 上記事業は、廃棄物の不適正処理及び不法投棄等の防止等を目的として設置している石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議(事務局:石狩振興局保健環境部環境生活課)が実施するものです。</p>		
参 考			
報道(取材)に当たってのお願い	<p>1 路上検問の実施については、抜き打ちで行うため、検問終了(10月14日(水)12時)まで実施日時及び場所の報道はされないようお願いいたします。</p> <p>2 廃棄物の不法投棄未然防止や適正運搬・処理に効果が期待されますので、当日の取材と事後の報道について、よろしく申し上げます。 (実施結果は、別途報道発表します。)</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	
担 当 (連絡先)	<p>石狩振興局保健環境部環境生活課 担当:主幹 吉岡憲房 電話 011-231-4111 (内線:34-352)</p>		

# 令和2年度(2020年度)廃棄物適正処理推進月間(10月)石狩地域路上検問実施要領

石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議事務局  
(石狩振興局保健環境部環境生活課)

## 1 目的

産業廃棄物の収集運搬業務について、監視・指導・啓発を行うことにより、廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止し、生活環境の保全と廃棄物の適正処理の推進を図るため、警察及び行政機関が一体となり産業廃棄物の収集運搬車両に対し路上検問を実施する。

## 2 実施主体

石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議(石狩振興局、札幌方面厚別警察署、北広島市)

## 3 実施日時及び場所

(1) 実施日時: 令和2年(2020年)10月14日(水) 10:00~12:00

※ 雨天順延

※ 予備日 令和2年(2020年)10月15日(木)

(2) 実施場所: 北広島市北の里 「北の里駐車場」(別添位置図のとおり)

※ 今回は、不正軽油防止強化月間の全国一斉路上抜取調査に併せて実施するため、駐車場内の石狩スペースで実施する。

## 4 実施方法

### (1) 検問対象

検問対象は、産業廃棄物(主にながれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、木くず等とする。)の積載車両とする。

### (2) 検問方法

警察官が検問対象車両を停止させ、廃棄物行政担当者が積載内容等産業廃棄物の運搬に関する事項について調査指導を行うとともに、パンフレット等を配布し、産業廃棄物の適正処理について啓発する。

なお、調査指導中に法令違反案件が把握された場合は、後日、指導又は処分等を行う。

また、廃棄物に関する調査指導中、石狩振興局課税課による軽油抜き取り検査を実施する。

### (3) 調査指導事項

① 車両番号、運転者の氏名、積載内容

② 委託契約書、manifestの有無及び内容確認

③ 許可証(写)の有無【運搬業者名、収集運搬業の許可の有無、許可の内容】

④ 産業廃棄物運搬車の表示確認

## 5 実施状況の報告

石狩振興局は、路上検問の実施状況について、検問終了後、北海道環境生活部に報告する。

## 6 事後処理

### (1) 法令違反の指導及び処分

監視指導の実施後、路上検問の結果を実施機関相互で確認し、不法投棄、無許可営業、処理基準違反等の法令違反が把握された場合は、関係機関で協議し適正な処理の指導又は処分を行う。

### (2) 事後処理状況等の報告

石狩振興局は、上記(1)による指導又は処分の結果を取りまとめ、速やかに北海道環境生活部に報告する。

## 7 その他

各報道機関等に対する情報提供については、石狩振興局が行うものとする。

【北の里駐車場】北広島市北の里(道道46号)

